

第2次新潟県犯罪被害者等支援推進計画の概要



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

新潟県犯罪被害者等支援条例（R3.4.1施行）に基づく、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための計画

2 計画の期間

令和8年度から令和12年度（5年間）

第2章 犯罪被害者等の現状

1 県内における犯罪等の状況

刑法犯認知件数は令和5年以降増加

2 犯罪被害等に関する相談等の状況

にいがた被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターにいがたの相談及び支援件数は増加傾向

3 犯罪被害者等が置かれている状況

生命、身体等の直接的被害に加え、心身の不調や経済的負担、誹謗中傷などの二次的被害など様々な困難や悩みに直面

第3章 施策推進の考え方

1 施策体系（施策の柱Ⅰ～Ⅳ）

2 推進体制

犯罪被害者等支援コーディネーターを中心とした多機関ワンストップサービス体制により、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら施策を推進

3 成果指標（今回新たに設定）

項目	現状値	成果指標 (令和12年度)
市町村における犯罪被害者等支援に特化した条例の制定数	24市町村 (R7.4.1現在)	増加させる 30市町村
「にいがた被害者支援センター」又は「性暴力被害者支援センターにいがた」の認知度	R8年度 調査数値	増加させる

【第1次計画（R3.7策定）の主な取組】

- にいがた被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターにいがたにおける相談（電話・面接）、支援の実施
R3年度：1,044件 → R6年度：1,562件
- 市町村が支給する見舞金への補助（各年度4月1日現在）
見舞金事業実施市町村 R4年度：16 → R7年度：29
- 市町村における特化条例の制定促進（各年度4月1日現在）
特化条例施行 R4年度：8 → R7年度：24

第4章 具体的な施策（主な取組）

施策の柱Ⅰ 相談・支援等のための体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（多機関ワンストップサービス体制の整備 など）

〈現状・課題〉

- 被害者等は紹介された支援機関ごとに改めて被害等の説明を強いられる
- 被害者等に関する情報を集約する者がおらず、支援機関がそれぞれ被害者から相談を受けることで、情報が錯綜するケースが見受けられる
- 現状の支援は、病院、警察等への付き添いや、他支援機関の紹介程度であり、必要な支援（とりわけ中長期的な生活支援）が行き届いていない

〈多機関ワンストップサービス体制の概要〉

複数の支援機関が連携し、ニーズに合わせた必要な支援をワンストップで提供するため、新たに支援全体の調整等を担う「犯罪被害者等支援コーディネーター」をにいがた被害者支援センターに配置

〈期待される効果〉

- 被害者等の情報が集約され、支援機関内で共有されることから、被害者等の負担が軽減される
- 被害者ごとに支援計画を作成し、当該計画に基づいた支援を行うことで、必要な支援を適切に実施できる

2 人材の育成（市町村職員や支援従事者への研修 など）

3 民間支援団体に対する支援（研修等への講師派遣、担い手確保 など）

施策の柱Ⅱ 損害回復・経済的支援等への取組

4 日常生活の支援及び配慮（病院・警察等への付添、生活支援 など）

5 居住の安定（公営住宅優先入居、一時避難場所の提供 など）

6 雇用の安定（労働相談、就労支援 など）

7 経済的負担の軽減（犯罪被害者等見舞金、犯罪被害給付制度 など）

施策の柱Ⅲ 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

8 心身に受けた影響からの回復（産婦人科等との連携強化 など）

9 安全の確保（ストーカー、DV被害者等の保護対策、個人情報の取扱 など）

施策の柱Ⅳ 理解増進・気運醸成への取組

10 県民等の理解の増進（広報啓発、命の大切さを学ぶ教室、人権教育 など）

11 被害者支援を考える月間（被害者支援フォーラム、巡回パネル展 など）

12 表彰（支援功労者の知事表彰）